

令和4年度茅ヶ崎市立浜須賀小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、浜須賀小学校の教職員が法律上のいじめ対応をする際の基本指針として定められたものです。本校の児童や保護者にも本方針の内容を読んでもらい、法律上のいじめ事案について本校がどのような対応をするか、理解していただくとともに、安心して、法律上のいじめ事案について、本校に相談をしていただければと思います。なお、本方針に定めのない部分については、いじめ防止対策推進法をはじめ、茅ヶ崎市のいじめ防止基本方針他、関係する各種ガイドラインを参考にしながら、対応してまいります。

1 「法律上のいじめ」の定義

われわれ教職員は、

(友達同士のことで) された子が、少しでも、嫌だな・辛いな・悲しいなと感じたら、

すべていじめとして認知します。

上記の定義は「法律上のいじめ」であり、一般的に使われる「いじめ」という言葉が意味する内容とは大きな開きがあります。本校では、特に、次の点を意識して、「法律上のいじめ」にあたるかどうか判断します。

①行為をされた場所が、学校の内外か、インターネット上かどうかを問わない。

②「法律上のいじめ」の定義の中の「少しでも」という部分を特に大切にします。本人が少しでも嫌だな、と感じたら法律上のいじめに該当する。

また、周囲の児童や保護者から情報提供があったものもいじめとして認知します。

※本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

法律上のいじめの定義が、上記のように非常に広く定義されているのは、「少し嫌なこと」でも、それが放置され、日々、継続的に行われていけば、その子の心を大きく傷つけ、取り返しのつかない事態を生む危険性があるからです。また、法律上のいじめが特に定義する「少し嫌なこと」でも丁寧に対応することが、いわゆるいじめの予防に大きく繋がります。

したがって、本校では、「法律上のいじめ事案」の対応を通じて、友達への優しい心遣いや声掛け、適切な人間関係の築き方を子どもたちに学ばせます。また、子どもたちに「少し嫌なこと」でも友達を大きく傷つけてしまうことがあることを理解させ、友達が他の友達に「少し嫌なこと」をしているのを見かけたときに、声を掛ける、先生に報告するなど、それを放置せずに具体的に動ける子に育てます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、子どもたちが多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(1) 本校職員のいじめに関する基本的な姿勢

- 「された子が少しでも嫌だな、辛いな、悲しいな、と感じたら、法律上のいじめ」という意識を常に持つ。
- 「いじめは今もどこかに潜在している」という認識を全職員が持ち続ける。
- 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全職員で全校児童に発信し続ける。

- いじめに関する情報をリアルタイムで共有し、チームで対応する。
- 家庭や地域、関係機関と連携を図り、複数の目で児童を見守る体制を構築する。

(2) 学校および教職員の責務

浜須賀小学校は、いじめが行われることなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者・地域・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合には、組織的対応で迅速かつ適切に対処し、再発防止に取り組みます。

(3) いじめ対応に係る教職員の行動指針

- 「いじめとは何か」について具体的に児童に指導する機会を設定すること。
- 教職員自身のいじめに対する人権意識を高めること。
- 児童に対し、日常的に「正義」を語り、教師の「正義感」を示すこと。
- 児童に対し、日常的にいじめの犯罪性や刑事責任等の社会の仕組みを伝えること。
- 日常中の「冷やかす・からかい」「悪口・陰口」等の事案を見逃さず、適切に指導すること。
- いじめの情報を入手した際は、関係児童から迅速かつ適切に聞き取りを行い、事実確認を行うこと。
また、入手した情報は、必ず記録しておくこと。
- いじめ問題の対応にあたっては、複数職員で対応するとともに、速やかに状況を校長・教頭並びに教務主任・教育相談コーディネーター・学年主任に報告すること。

3 いじめ防止に関する内容

(1) いじめ未然防止のための取組み

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、特別活動等の充実を図るとともに、朝会や道徳の授業で自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度を育てます。
- ②日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己の有用性を実感し自己肯定感を持てるようにします。
- ③地域や保護者、その他関係者との連携を深め、地域全体で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ④インターネットやスマートフォンを通じて行われるいじめの防止に向け、保護者の危機意識を喚起します。また、関係機関・団体による情報モラルに関する授業を設定し、保護者及び児童に対して啓発活動を行います。
- ⑤いじめは絶対に許されない行為であるという認識に立ち、全教職員がいじめの形態や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑥日常生活の中で、いじめについて児童自らの意識や行動の「振り返り」を行います。
- ⑦各種相談機関を周知します。
 - ・文部科学省24時間子どもSOSダイヤル（0120-0-78310）
 - ・かながわ子ども・若者総合相談センター（045-242-8201）
 - ・子どもの人権110番（0120-007-110） 等

(2) いじめ早期発見のための取組み

① 日常的な取組み

- 児童と教職員とのコミュニケーションの時間を大切にします。
- 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し（5W1H:いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）、情報に基づき速やかに対応します。
- 校内支援体制を整え、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応します。
- 管理職・教育相談コーディネーター・心の相談員・SC等が校内を巡回し児童、クラスの様子を把握します。

② いじめを早期に発見するための定期的な調査

- 「学校生活アンケート」調査
 - ・年2回（前期・後期）※5年保存
 - ・「学校生活アンケート」は、担任→学年→児童指導・児童支援グループ→管理職で共有し、児童のいじめの状況を把握します。
- 月例の調査
 - ・月1回
 - ・あがってきた事案について、その解消に向け具体的に対応する。
- 学校評価アンケート
 - ・年1回
 - ・一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。

③ 児童や保護者に向けた相談体制を整備

- スクールカウンセラーの活用【月1回来校】
- 心の教育相談員の活用【おはなしポストの設置・個別相談】
- 年2回、保護者個別面談の実施

④ 相談・通報のあった事案は、担任・教育相談コーディネーター・教務主任・学年主任を通して、情報の共有に努めます。

⑤ いじめの防止対策に関する職員研修を実施し、いじめ対応に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめ早期解決に向けた取組み

- ① いじめを見た、または疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- ② いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認をします。
- ③ チームで情報を共有し、組織的に対応します。
- ④ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者、いじめを通報した児童の安全を確保し、支援を継続的に行います。

(4) いじめの解消

- ① いじめの解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではありません。
児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行い、経過を見守ります。
- ② いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること、いじめが及ぼす心身への影響など指導すると共に、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなどの行為に至った背景を把握し、児童及び保護者に対して助言や支援を行います。

- ③いじめを見ていた児童にも自分の問題としてとらえさせ、今後、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ④いじめをはやしたてたり、同調したりする児童に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑤いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめ事案に係る正確な情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべき事案については、茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課及び茅ヶ崎警察署生活安全課少年係と連携し対応します。

4 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置をより実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

なお、いじめと疑われる相談や情報が入った場合は、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成

構成員は、基本的に校長・教頭・児童指導担当・総括教諭（及びグループリーダー）
・教育相談コーディネーター・各学年主任・養護教諭等とします。

なお、事案内容に応じて、第三者の参加を校長が招集します。

(2) 「いじめ防止委員会」の活動内容

- ①いじめ防止に係る取組み内容の検討
- ②基本方針・年間計画の作成と実行、検証、修正
- ③「いじめ事案」の判断と情報収集
- ④事案に関する対応方法等の検討、決定

5 重大事態への対処

(1) 茅ヶ崎市教育委員会への一報

法律上のいじめ行為により、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告し、その後の対応について指示を仰ぎます。

(2) 学校全体の調査組織となった場合の組織発足

茅ヶ崎市教育委員会の判断で、第三者委員会ではなく学校全体の調査組織で重大事態の調査を行うことになった場合、次の組織で対応します。

名 称：緊急対策委員会

構成員：校長、教頭、児童指導支援担当者、教育相談コーディネーター、当該学年職員、養護教諭、教育委員会担当者、その他、外部の専門職等

※事案内容により構成員については教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

もし、子どもがいじめられたら／いじめたら【詳細版】～保護者の皆様にお願ひしたいこと～

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/695/3many

[uaru.pdf](#)

コメントの追加 [01]: